

# 緊急・救援輸送に関する業務計画

平成26年3月27日制定

公益社団法人島根県トラック協会

# 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 総則                         | 1  |
| 第1節 計画の目的                      |    |
| 第2節 基本方針                       |    |
| 第2章 平素からの備え                    | 2  |
| 第1節 活動体制の整備                    |    |
| 第2節 関係機関との連携                   |    |
| 第3節 管理する施設等に関する備え              |    |
| 第4節 輸送に関する備え                   |    |
| 第5節 防災倉庫                       |    |
| 第6節 訓練の実施                      |    |
| 第3章 緊急物資輸送の実施                  | 4  |
| 第1節 活動体制の確立                    |    |
| 第2節 安全の確保                      |    |
| 第3節 関係機関との連携                   |    |
| 第4節 輸送の確保                      |    |
| 第5節 安否情報の収集への協力                |    |
| 第6節 応急の復旧                      |    |
| 第4章 計画の適切な見直し                  | 6  |
| 島根県内で発生した大規模災害による緊急物資輸送スキーム①～③ | 7  |
| 島根県以外で発生した大規模災害による緊急物資輸送スキーム   | 10 |

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、地震、風水害、大火災、武力攻撃災害等応急対策を必要とする場合において、平成25年4月26日に島根県と締結した「緊急・救援輸送等に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、公益社団法人島根県トラック協会（以下「当協会」という。）の緊急物資輸送及び霊柩搬送（以下「緊急物資輸送」という。）を的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

### 第2節 基本方針

当協会では、地震、風水害、大火災、武力攻撃災害等の発生時において、協定書に基づき、島根県の協力を得つつ、当協会会員（以下「会員」という。）と協力連携し、その緊急物資輸送の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

緊急物資輸送の実施に当たっては、協定に基づき、次の点に留意し実施する。

#### 1. 関係機関との連携の確保

平素から関係機関との連携体制の整備に努める。

#### 2. 緊急物資輸送の実施に関する自主的判断

緊急物資輸送を実施するに当たっての実施方法等については、島根県及び国から提供される情報を踏まえ、当協会が自主的に判断するものとする。

#### 3. 安全の確保

緊急物資輸送の実施に当たっては、島根県及び国の協力を得つつ、当協会の実施する緊急物資輸送に従事する者の安全の確保に配慮する。

#### 4. 島根県からの緊急物資輸送の要請

(1)島根県より、緊急物資輸送等に関する求めがあった場合には、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

(2)島根県より、緊急物資輸送に関して指示が行われた場合には、協定書に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。



## 第2章 平素からの備え

### 第1節 活動体制の整備

#### 1. 防災対策委員会及び広域輸送事業委員会の設置

緊急物資輸送に関する事務について当協会内の連絡及び調整を図るための連絡調整組織として、当協会内に防災対策委員会（以下「防災委員会」という。）及び広域輸送事業委員会（以下「広域委員会」という。）を設置する。

防災委員会及び広域委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

#### 2. 情報連絡体制の整備

##### (1)情報収集及び連絡体制の整備

①被災地の状況、会員事業者の運行状況等の情報を迅速に収集・集約できる連絡網として、「トラ協しまね防災連絡網システム」の活用に努める。

②夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても当協会内及び会員事業者との連絡を確実にできるよう、連絡ルート多重化、代行する職員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

##### (2)通信体制の整備

①災害発生時において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制である「トラ協しまね防災連絡網システム」の整備及び充実強化を図る。

②通信体制の整備に当たっては、災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。

③平素から必要な通信設備の点検を定期的実施する。

#### 3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

(1)災害発生時において、緊急物資輸送を的確かつ迅速に実施するため、必要な体制を構築し、関係職員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知する。必要な事項を定めるに当たっては、交

通の途絶、職員または職員の家族の被災等により職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など必要な事項をあわせて定める。

- (2)緊急参集を行う関係職員については、災害により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認する。
- (3)災害等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備する。
- (4)防災のための備蓄を活用しつつ、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄または調達体制の整備等に努める。

## 第2節 関係機関との連携

平素から地方公共団体、指定地方公共機関等の関係機関との間で、緊急物資輸送の実施における連携体制の準備に努める。

## 第3節 管理する施設等に関する備え

災害等において、管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため、既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体制の整備及び資機材を整備するよう努める。

## 第4節 輸送に関する備え

1. 緊急物資輸送を実施するための体制の整備を行うに当たっては、島根県に対して、連絡先の提供、輸送力及び輸送施設に関する情報の提供など必要な協力を行うよう努める。
2. 緊急物資輸送が円滑に実施されるよう、島根県と連携しつつ、緊急物資輸送に係わる実施体制の整備、異なる輸送モードを含めた他の指定地方公共機関等との協力体制の構築に努める。

## 第5節 防災倉庫

災害対策の備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができると協会の防災倉庫の活用を努める。

## 第6節 訓練の実施

平素より、的確な緊急物資輸送の実施が可能となるよう当協会内における訓練の実施に努めるとともに、地方公共団体等が実施する訓練へ参加するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努める。

## 第3章 緊急物資輸送の実施

### 第1節 活動体制の確立

1. 島根県内で発生した大規模災害による緊急物資輸送体制
  - (1)島根県内で発生した大規模災害により、継続的に緊急物資輸送を行う場合は、当協会内に防災委員会及び広域委員会を設置する。
  - (2)防災委員会は、当協会内における緊急物資輸送に関する調整、情報の収集、集約、連絡及びその他必要な統括業務を実施する。
  - (3)防災委員会は、島根県より霊柩搬送及び遺体安置所の適切な維持管理等に関する助言等を行う霊柩の専門家の派遣要請を受けた場合は、防災委員会内に霊柩輸送小委員会を設置して、霊柩搬送に関する調整、情報の収集、集約、連絡の業務及び霊柩の専門家の派遣に対応する。
  - (4)広域委員会は、島根県より緊急物資輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣要請を受けた場合は、物流専門家の派遣に対応する。
2. 島根県以外で発生した大規模災害に対する緊急物資輸送体制
  - (1)島根県以外で発生した大規模災害により、継続的に緊急物資輸送を行う場合は、当協会内に広域委員会を設置する。
  - (2)広域委員会は、当協会内における緊急物資輸送に関する調整、情報の収集、集約、連絡及びその他必要な統括業務を実施する。
3. 緊急参集の実施

緊急物資輸送を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、関係職員の緊急参集を行う。
4. 情報収集及び連絡体制



#### (1)情報収集

当協会は、島根県より、災害等の状況や緊急物資輸送を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、当協会内での共有を行う。

#### (2)連絡体制

島根県より緊急物資輸送の依頼があった場合には、防災委員会及び広域委員会開催の周知や会員事業者に対し緊急物資輸送の依頼を「トラ協しまね防災連絡網」により行う。

### 第2節 安全の確保

緊急物資輸送を実施するに当たっては、その内容に応じ、島根県から災害の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制等の支援を受けるものとし、これらを活用し、当協会が実施する緊急物資輸送に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

### 第3節 関係機関との連携

地方公共団体、指定地方公共機関等の関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な緊急物資輸送の実施に努める。

### 第4節 輸送の確保

#### 1. 緊急物資輸送

- (1)島根県知事より緊急物資輸送の求めがあった場合には、資機材の故障等により当該輸送を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの輸送を的確かつ迅速に行う。
- (2)緊急物資輸送の実施に当たっては、当該輸送の求め等を行った者より提供される安全に関する情報等に基づき、当該輸送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。また、気象条件等の運行環境によっては、現場で輸送を実施する責任者が判断して安全確保のため必要な措置を講ずる。

#### 2. 輸送の維持

- (1)輸送に必要な施設の状況確認等、災害等において、貨物を適切に輸送するために必要な措置を講ずる。

- (2)運行に障害が生じた場合には、必要に応じ島根県など関係機関に当該障害について連絡を行うとともに、島根県など関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定地方公共機関等と連携し、代替輸送の確保に努める。

#### 第5節 安否情報の収集への協力

地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努める。

#### 第6節 応急の復旧

災害が発生した場合、管理する施設及び設備に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を講ずるよう努める。

### 第4章 計画の適切な見直し

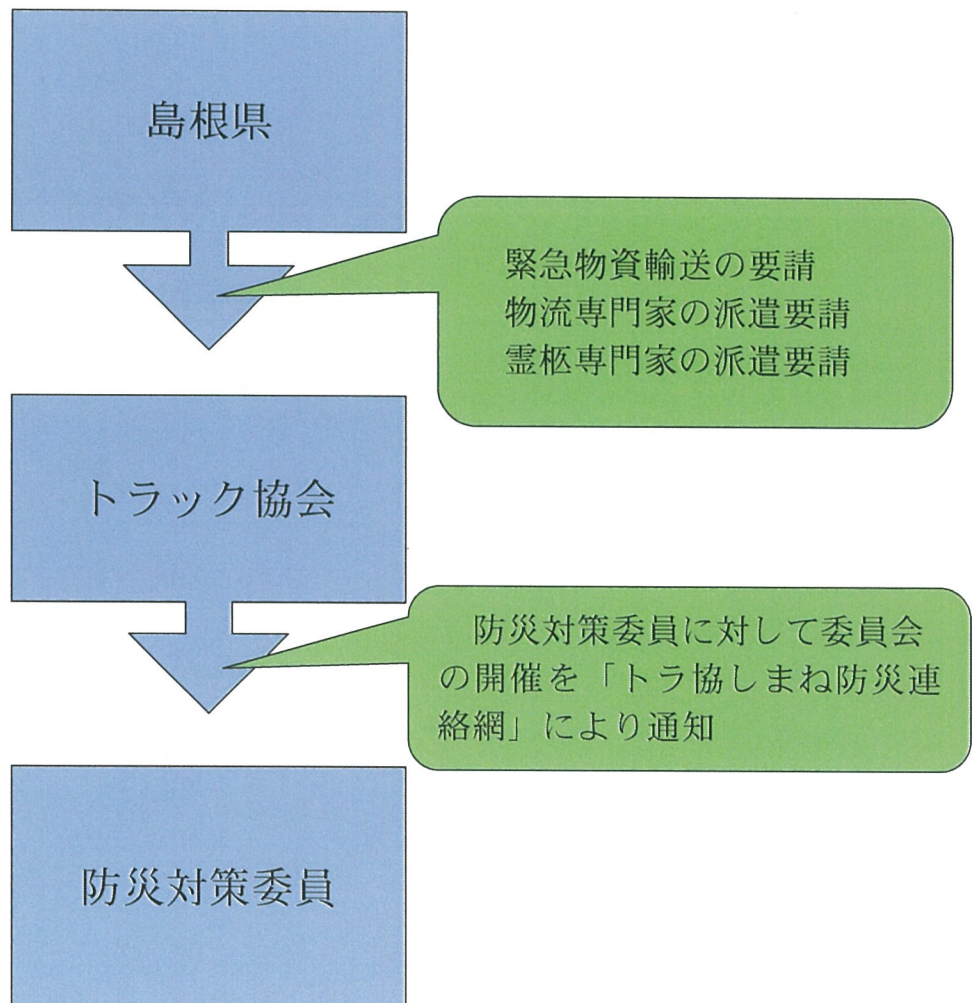
1. 適時この計画の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て変更するものとする。
2. この計画の変更に当たっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聞く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努める。
3. この計画を変更するために必要があると認めるときは、島根県、関係指定行政機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。



島根県内で発生した大規模災害による緊急物資輸送スキーム

スキーム①

大災害発生による島根県からの協力要請への対応



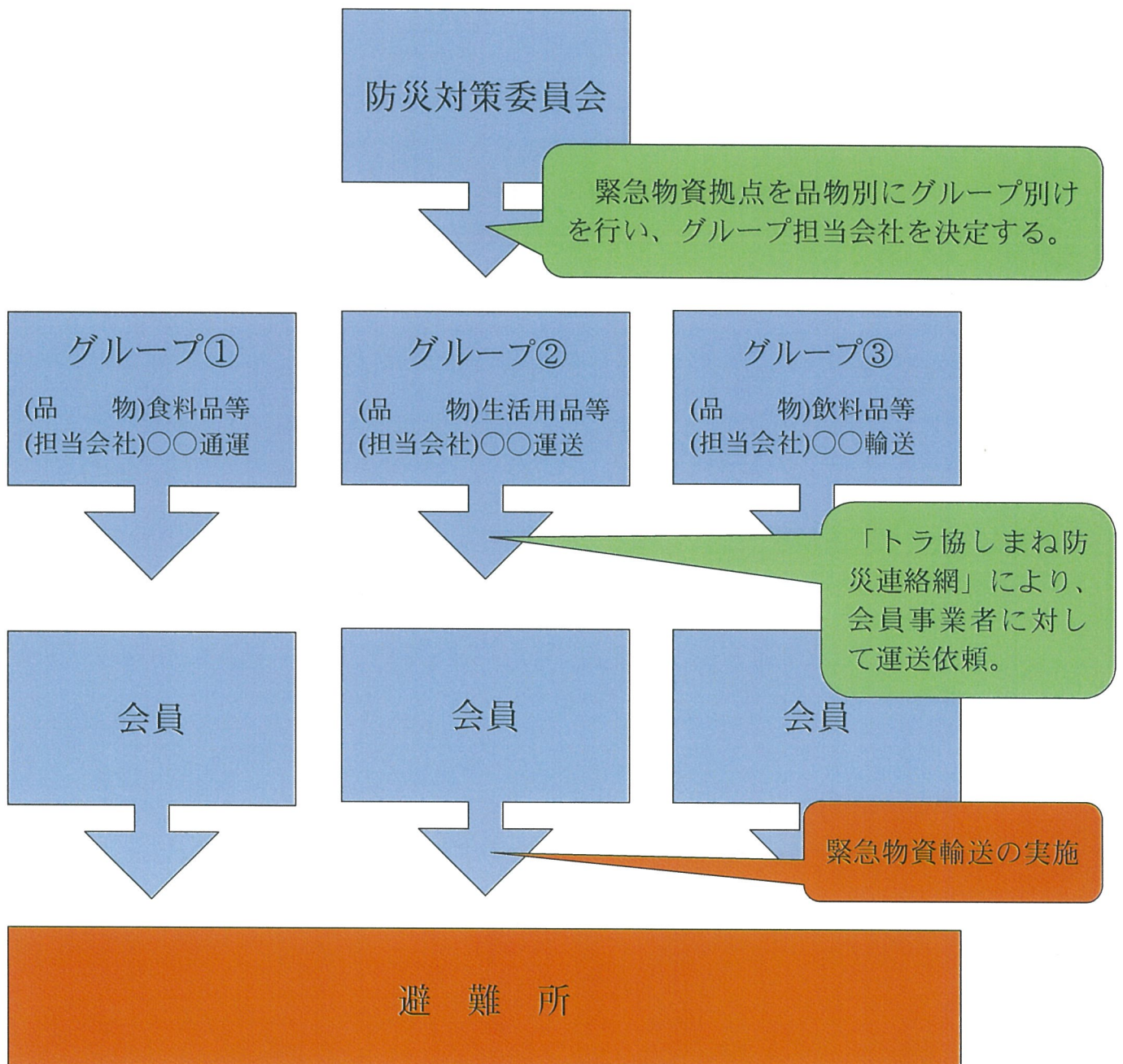
防災対策委員会を開催

今後の対応策について、協議・検討を行う

島根県内で発生した大規模災害による緊急物資輸送スキーム

スキーム②

緊急物資輸送・物流専門家の派遣要請への対応

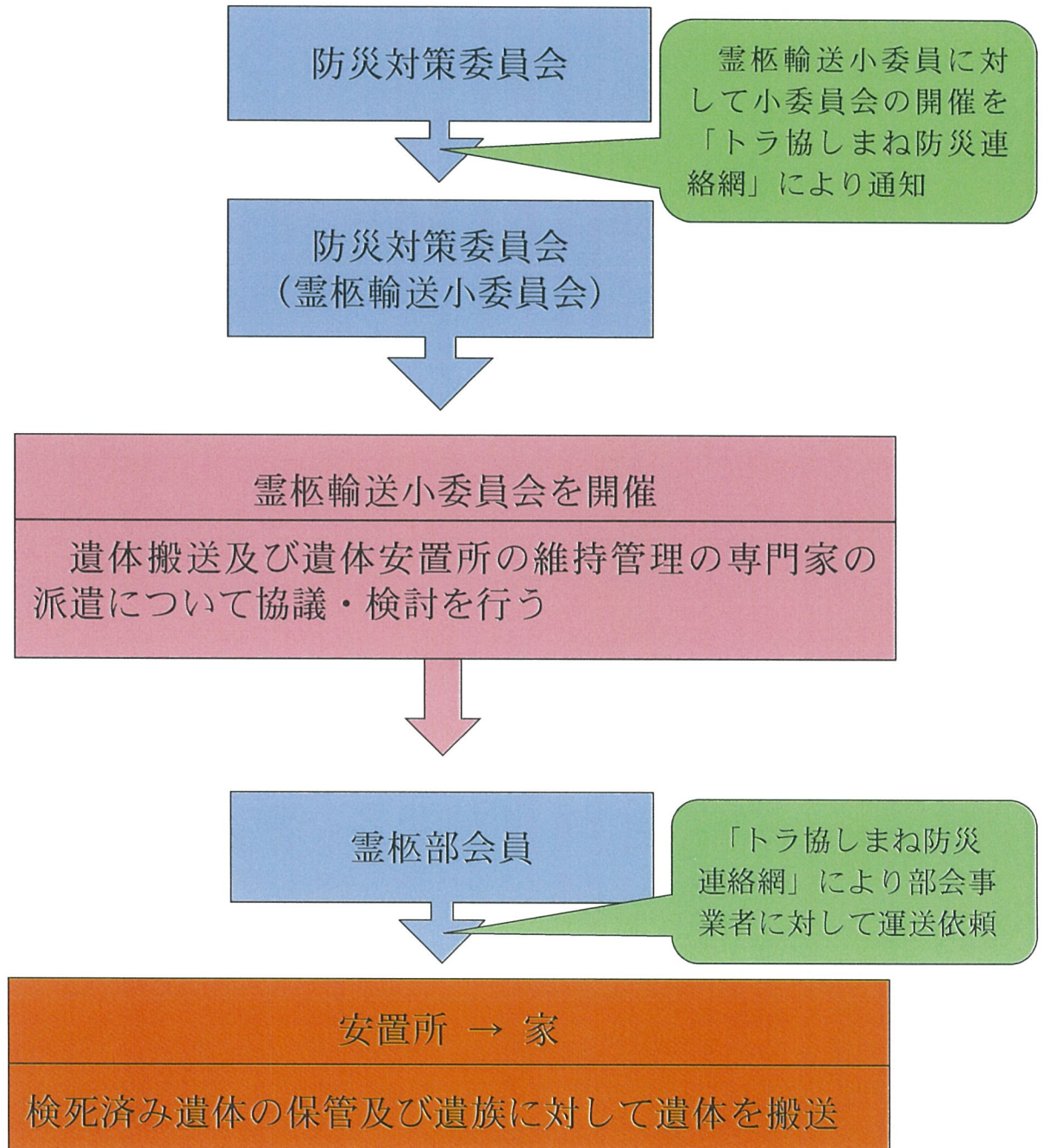




島根県内で発生した大規模災害による緊急物資輸送スキーム

スキーム③

霊柩搬送・霊柩専門家の派遣要請への対応





# 島根県以外で発生した大規模災害による緊急物資輸送スキーム

## スキーム

県外で発生した大災害発生による島根県からの緊急物資輸送依頼への対応

